

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和 8 年版

評価対象材料名

移動間仕切（スライディングドア）

細 目

—

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【移動間仕切（スライディングドア）】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版20章2節に規定する移動間仕切とし、主として一般庁舎用とする。

2. 引用している規定

（1）標仕 令和7年版

（2）日本産業規格

- ・ JIS A 1416 : 2000 「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」
- ・ JIS A 1441-1 : 2007 「音響－音響インテンシティ法による建築物及び建築部材の空気音遮断性能の測定方法－第1部：実験室における測定」
- ・ JIS A 5905 : 2022 「繊維板」
- ・ JIS A 5908 : 2022 「パーティクルボード」
- ・ JIS A 6512 : 2007 「可動間仕切」
- ・ JIS A 6901 : 2024 「せっこうボード製品」
- ・ JIS A 6931 : 1994 「パネル用ペーパーコア」
- ・ JIS A 9504 : 2017 「人造鉱物繊維保温材」
- ・ JIS A 9511 : 2017 「発泡プラスチック保温材」
- ・ JIS B 1051 : 2014 「炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質－強度区分を規定したボルト、小ねじ及び植込ボルト－並目ねじ及び細目ねじ」
- ・ JIS G 3101 : 2022 「一般構造用圧延鋼材」
- ・ JIS G 3131 : 2024 「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 3141 : 2021 「冷間圧延鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 3302 : 2022 「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 3312 : 2019 「塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 3313 : 2021 「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 4304 : 2021 「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 4305 : 2021 「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS H 4000 : 2022 「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」
- ・ JIS H 4100 : 2022 「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」
- ・ JIS K 6744 : 2019 「ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯」
- ・ JIS Z 2241 : 2023 「金属材料引張試験方法」

3. 令和7年度版からの主な改定点

- ・ なし

4. その他

- （1）〔表示項目〕とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。
- （2）〔付帯性能〕とは、評価項目ではないが、使用箇所等によっては、その性能が必要となるものをいう。
- （3）「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。
- （4）赤字は、令和7年版からの改定箇所を示す。

評価基準

移動間仕切（スライディングドア）

1

項 目			品 質 ・ 性 能	備 考										
材 料	パ ネ ル	表 面 材	JIS A 6512 の表 9 またはこれと同等以上の品質・性能を有し、かつ、接触腐食をおこさないものまたは防食処理を施したものとする。											
		充 填 材 ・ 心 材	同 上											
		フ レ ー ム 材	同 上											
		笠 木	同 上											
		幅 木	同 上											
	ハ ン ガ ー レ ー ル		同 上											
	吊 り 車 [表示項目]		申請者の規定による。											
	吊 り ボ ル ト [表示項目]		申請者の規定による。											
	壁 見 切 り 金 物 [表示項目]		申請者の規定による。											
	パ ネ ル 圧 接 装 置	接 天 ・ 接 床 装 置 [表示項目]	申請者の規定による。											
		接 壁 装 置 [表示項目]	申請者の規定による。											
		召 し 合 わ せ 部 分 [表示項目]	申請者の規定による。											
品 質	パ ネ ル の 外 観	欠 点	外形に使用上支障のある反り、曲り、ねじれ、その他の変形がなく、また、表面に美観上のきず、汚れなどがないこと。											
		安 全 性	人体または衣服の触れるおそれのある部分には、鋭い突起などがなく安全であること。											
		塗 装 面	光沢・色調が均等で、塗りむら、たれなどがないこと。											
	ホルムアルデヒド	パ ネ ル	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。											
		接 着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。											
		塗 料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。											
寸 法 等	パネルの製作寸法の許容差 (mm) [表示項目]		<table><tr><td>部 位</td><td>許容差 (mm)</td></tr><tr><td>幅</td><td>申請者の規定による。</td></tr><tr><td>高 さ</td><td>〃</td></tr><tr><td>対 角 寸 法</td><td>〃</td></tr><tr><td>厚 さ</td><td>〃</td></tr></table>	部 位	許容差 (mm)	幅	申請者の規定による。	高 さ	〃	対 角 寸 法	〃	厚 さ	〃	
部 位	許容差 (mm)													
幅	申請者の規定による。													
高 さ	〃													
対 角 寸 法	〃													
厚 さ	〃													

評価基準

移動間仕切（スライディングドア）

2

項 目		品 質 ・ 性 能	備 考
性 能	パネル（普通パネル）の操作性 （初動力） (N)	98 以下	
	パネル圧接装置の耐久性	試験後、パネル圧接装置に異常がないこと。	
	レール の 耐 久 性	試験後、レールに異常がないこと。	
	吊り車 の 耐 久 性	試験後、吊り車の操作性に異常がなく、レールに大きな変形がないこと。	
	吊りボルトの引張強度	1本にかかる荷重の15倍以上の引張強度があること。	
	ランナー（吊り車・吊りボルト・パネル接合部）の引張強度	普通パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナーの数で除した値以上の強度があること。	
	耐衝撃性能	構 造 部 材	試験後、折れ・曲りの異常がなく、表面の割れ、はがれのしないこと。
		接天・接床部	試験後、外れないこと。また、多少のずれがあっても、圧接装置の調整で元に戻せること。
	遮音性能 [付帯性能]	申請者の規定による。	
試験方法	試験体、試験方法等は、別紙「移動間仕切り（スライディングドア）の試験について」による。		

(参 考) JIS A 6512 「表 9—材料」

材 料	規 格
鋼	JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」 JIS G 3131 「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」 JIS G 3141 「冷間圧延鋼板及び鋼帯」 JIS G 3302 「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」 JIS G 3312 「塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」 JIS G 3313 「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」 JIS K 6744 「ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯」
ス テ ン レ ス 鋼	JIS G 4304 「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」 JIS G 4305 「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」
アルミニウム合金	JIS H 4000 「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」 JIS H 4100 「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」
ガ ラ ス	JIS R 3202 「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」 JIS R 3203 「型板ガラス」 JIS R 3204 「網入板ガラス及び線入板ガラス」 JIS R 3205 「合わせガラス」 JIS R 3206 「強化ガラス」 JIS R 3208 「熱線吸収板ガラス」 JIS R 3209 「複層ガラス」
ボ ー ド	JIS A 5905 「繊維板」 JIS A 5908 「パーティクルボード」 JIS A 6901 「せっこうボード製品」
木 材 ・ 合 板	日本農林規格 素材、集成材、合板
そ の 他	JIS A 6931 「パネル用ペーパーコア」 JIS A 9504 「人造鉱物繊維保温材」 JIS A 9511 「発泡プラスチック保温材」

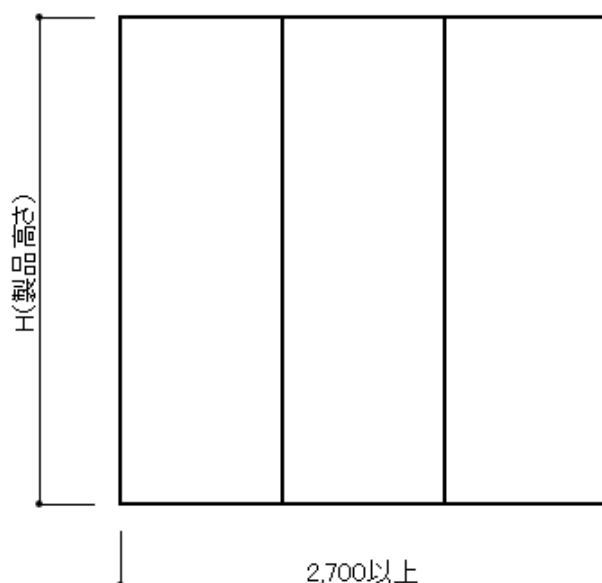
移動間仕切り(スライディングドア)の試験について

1. パネルの操作性試験

- (1) 試験体は1試験体とし、申請品の中で製作寸法、重量が最大のものとする。
- (2) 試験は、直線レールを水平に設置し、吊り車に最大荷重の実物大のパネルを吊り、パネル下端から1mの位置で押して（または引張って）、移動方向にパネルが動き始める時の力〔初動力N (kgf)〕を測定する。

2. パネル圧接装置の耐久性試験

- (1) 試験体は1試験体とし、申請品の中で重量が最小のものとする。
- (2) 試験体は、3枚で幅2.7m以上になるよう、パネルを実際の使用状態に組み立てる（図－1参照）。
- (3) 試験は、センターパネルで実施することとし、通常の使用方法による操作で、固定・解除を7,500回行う。
- (4) パネル圧接装置の耐久性試験後に、耐衝撃試験を実施する。



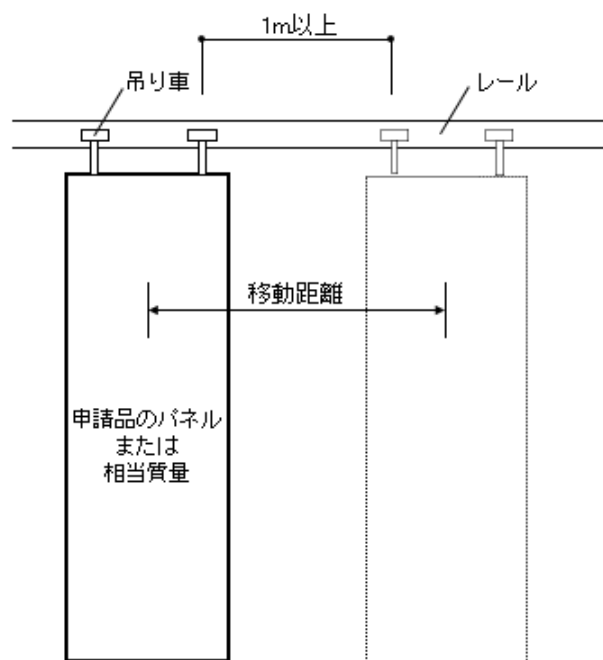
図－1

3. レールの耐久性試験

- (1) 試験体は1試験体とし、申請品の中で製作寸法、重量が最大のものとする。
- (2) 試験は、直線レールを水平に設置し、直線レールに沿って申請品のパネルまたはそれに相当する質量を積載して、往復させる（図－2参照）。
- (2) この時の移動距離は、吊り車2個が通過する部分が1m以上となるように設置し、吊り車2個の通貨回数を30,000回以上とする。なお、試験速度は、毎分15m以上とする。

4. 吊り車の耐久性試験

- (1) 試験体は1試験体とし、申請品の中で製作寸法、重量が最大のものとする。
- (2) 試験は、直線レールを水平に設置し、直線レールに沿って申請品のパネルまたはそれに相当する質量を積載して、移動させる（図－2参照）。
- (3) この時の移動距離は、総合走行距離が60kmになるまで行う。



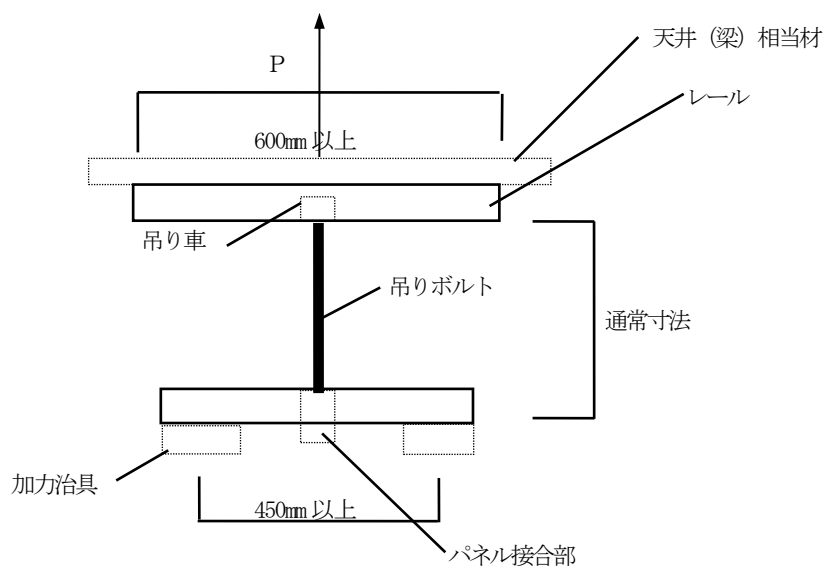
図－2

5. 吊りボルトの引張強度試験

JIS B 1051 による。

6. ランナー（吊り車、吊りボルトおよびパネル接合部）の引張強度

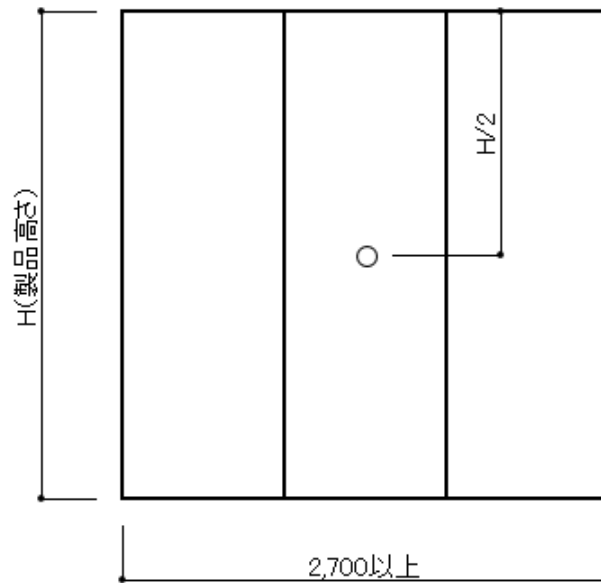
- (1) 試験体については、レールを含めた試験体とする。レール寸法は長さ 600 mm 以上とし、レールのセンターに吊りボルトが取り付けられるものとする（図－3 参照）。試験体の数は、パネルおよびランナーの 1 組合わせについて 1 体とする。
- (2) レールと天井（梁）相当材の取り付けは、実情に即したものとする。（各社取り付け基準による。）



図－3

7. 耐衝撃性試験

- (1) 試験体は1試験体とし、申請品の中で重量が最小のものとする。
- (2) 試験体は、3枚で幅2.7m以上になるよう、パネルを実際の使用状態に組み立てる（図－4参照）。



図－4

- (3) 衝撃体は、JIS A 6512 の「8.1 衝撃試験」の「8.1.2 衝撃体」の「b) 質量50kgの衝撃体（軟らかい大きな物体の衝撃体）」とする。
- (4) 試験は、JIS A 6512 の「8.1 衝撃試験」の「8.1.3 試験方法」の「b) 質量50kgの衝撃試験（軟らかい大きな物体の衝撃体による衝撃試験）」に準じて行う。
- (5) 試験終了後、試験体の走行試験（走行距離3m）を実施し、走行に異常のないことを確認する。
- (6) 床の仕上げについては、コンクリート床で実施する。

8. 遮音性能試験

- (1) 申請品の遮音性能が、複数ある場合には透過損失36dB以上と36dB未満に区分けし、2種類の試験体とする。
- (2) 試験は、JIS A 1416に規定する試験方法またはJIS A 1441-1による。
- (3) 遮音性能試験は、社内試験でも可とする。